

別表 現行の使用料減免基準に当てはまる例示

区分		減 免 基 準	対 象 等
一	全 額 免 除	ア 岐阜県又は岐阜県教育委員会が主催する行事	①岐阜県とは、知事部局各課及び警察本部をいう。 ②岐阜県又は岐阜県教育委員会には各現地機関も含む。ただし、県立学校の実施する部活動は除く。
		イ 岐阜県学校体育又は岐阜県学校文化団体が主催する県大会	①岐阜県学校体育又は岐阜県学校文化団体とは、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟、県高等学校文化連盟及び県高等学校野球連盟をいう。
		ウ 身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている個人又は団体が使用（難病患者を含む）。	①介添者は、障がいのある者1人につき1人に限る。 ②団体利用は、各手帳を保有する者が過半数を占める場合に限る。 ※の施設が対象
		エ その他、公益上特に必要と認める行事	①国体ブロック予選会及び国体強化練習は対象とする。
二	二 分 の 一 免 除	ア 岐阜県体育協会（加盟競技団体を含む）、岐阜県レクリエーション協会（加盟団体を含む）が主催する行事	
		イ 岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県学校体育若しくは岐阜県学校文化団体が他の関係団体と共催し、又は主管する東海ブロック大会（三岐大会を含む）以上の大会	①岐阜県学校体育若しくは岐阜県学校文化団体とは、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟、県高等学校文化連盟及び県高等学校野球連盟をいう。
		ウ その他公益上特に必要と認める行事	①岐阜県が誘致した行事で、公益上特に必要と認める行事をいう。
三	三 分 の 一 免 除	ア 地区又は都市単位の学校体育若しくは学校文化団体が主催する大会	①地区単位の学校体育若しくは学校文化団体とは、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟、中学校体育連盟をいう。 ②都市単位の学校体育若しくは学校文化団体とは、中学校体育連盟をいう。
		イ 県内の小・中・高等学校等が計画し、実施する各種体育・文化行事	①学校等には、盲学校、ろう学校、特別支援学校及び幼稚園も含める。 ②各種体育・文化行事とは、部活動を含める。
		ウ その他公益上特に必要と認める行事	

備考 1 岐阜アリーナの照明設備（白熱及び水銀灯）及び冷暖房設備の利用料金は減免の対象としない。
2 二のアが主催する研修会、講習会、スクール等については、減免の対象としない。
3 ※ホール、会議室（第一～第四、特別会議室）、シャワー室